

公 示

準特定地域における個人タクシー事業に係る特例許可の参入枠について

「準特定地域における個人タクシー事業に係る道路運送法第4条第1項の許可の特例的な取扱いについて(令和4年3月31日付け四運自公第17号)」に基づき、令和8年度の営業区域毎の参入枠及び申請受付期間を下記のとおり定めたので公示する。

令和8年4月15日

四国運輸局長 田村 顕洋

記

1. 営業区域

- | | |
|-----------|-----|
| (1) 高松交通圏 | 2人 |
| (2) 徳島交通圏 | 8人 |
| (3) 松山交通圏 | 4人 |
| (4) 高知交通圏 | 17人 |

2. 申請受付期間

- (1) 令和8年5月1日から令和8年5月31日まで
- (2) 令和8年9月1日から令和8年9月30日まで
- (3) 令和9年1月1日から令和9年1月31日まで

申請受付期間のうち、(2)及び(3)までのそれぞれの期間が到来するまでに処分件数が参入枠に達した場合、以降の申請受付期間において受付は行わないこととする。

附 則 (令和8年4月15日付け四運自公第1号)

この公示は、令和8年4月15日から適用する。